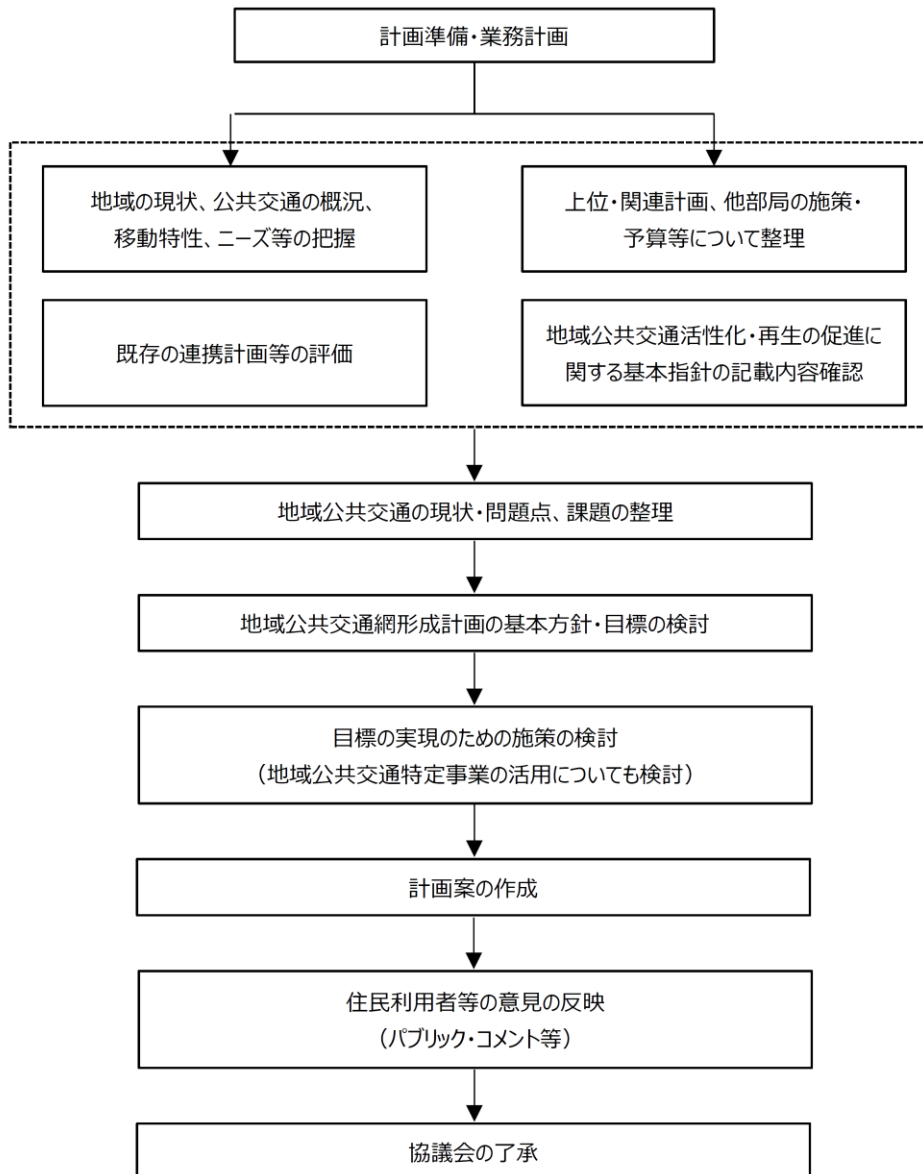


(仮称)甲府市地域公共交通網形成計画
策定業務委託

特記仕様書

■業務フロー



■業務内容

まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、「(仮称)地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)」の策定を行うものとする。

1. 実施内容

(1) 上位計画及び関連計画等の整理

網形成計画策定に係る上位計画・関連計画(甲府市第六次総合計画、都市計画マスタープラン、総合戦略、人口ビジョン、リニア活用基本構想、中心市街地活性化基本計画、各種福祉計画等)及び立地適正化計画※との関係について整理し、整合を図る。

※立地適正化計画は、本市においては平成31年度までの策定を予定。

(2) 本市の現状整理及び課題抽出

① 市の概況

本市の地勢、人口、産業、財政等の現状及び将来の人口推計等について、各種統計等の既存資料等を用いて、把握・整理し、課題抽出を行う。

② 交通体系

本市の地域特性を考慮しつつ、市街化状況、主要施設分布、交通網(道路・公共交通)、人の動き(通勤・通学・その他)、観光客の動き、運輸部門における環境問題等の現状について、各種統計等の既存資料等を用いて、把握・整理し、課題抽出を行う。

③ 道路交通

本市の道路交通について、道路センサスや各種統計等の資料を活用し、道路網、都市計画道路等整備状況、主要道路の交通量、混雑状況、交通事故件数等の現状及び経年的変化を把握・整理し、課題抽出を行う。

(3) 本市の公共交通に関する現況整理及び課題抽出

本市の公共交通(鉄道、路線バス、タクシー等)の現況について、把握・整理し、課題抽出を行う。

特に、本市のバス路線については、JR甲府駅を中心として放射状に延びており、放射線間の移動が不便であることを踏まえた現況を把握・整理し、課題抽出を行う。

併せて、本市の道路整備、渋滞箇所の状況、自動車普及率、高齢者免許保有率等の現況を把握・整理し、過度な自動車依存からの脱却について考察を行う。

(4) 路線バスの利用実態(時間別、バス停別の利用状況や運行状況など)の把握

既存の乗降者数データを活用するほか、不足する場合は、新たにカウント調査等を行い、利用実態を把握する。

(5) 市民等の移動実態及びニーズ把握

①既存調査に基づく移動実態及びニーズ把握

国勢調査や既に行われている大里地区バス利用アンケート調査などの既存資料等に基づき市民等の移動実態及びニーズを把握する。

②公共交通に関する市民アンケート調査

市民の移動実態や目的地となる施設、公共交通の利用実態や考え方等について把握するため、アンケート調査をする。サンプル数は概ねの傾向が把握できるために必要な数とし、郵送による配布及び回収を行う。

③公共交通利用者(鉄道、路線バス利用者)アンケート調査

公共交通利用者を対象とした移動実態や目的地となる施設、公共交通の利用実態や考え方等について把握するため、アンケート調査をする。サンプル数は概ねの傾向が把握できるために必要な数とし、乗降の多い駅、主要バス停などでの配布及び郵送回収もしくは現地聞き取りを行う。

(6)公共交通利用促進事業の検討

公共交通沿線に、結節、乗換えポイント等の設置とともに、分かりやすい案内表示の充実、主要バス停の待合環境整備等の利用促進事業の実施内容等の検討を行う。

また、移動実態データやアンケート調査結果、市民ニーズ等を踏まえるとともに、モビリティ・マネジメントの推進方策についても検討する。

(7)基本理念、計画期間、目指すべき都市の姿、本計画の目標設定

①基本理念・計画期間の検討

交通の視点から見た甲府市が目指すべき基本理念について、上位、関連計画との整合を考慮して検討するとともに、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた基本理念と計画期間を設定する。

②目指すべき都市の姿の検討

基本理念の達成に向けて各種交通施策を展開していくにあたり、総合的な交通施策のあり方を検討し、目指すべき都市の姿を設定する。なお、検討するに当たっては、交通に関わる事項だけでなく、まちづくりや中心市街地の活性化、観光、福祉、環境の側面や協働、地域特性等の様々な視点に配慮するものとする。

③本計画の目標の設定

公共性と収益性を考慮したサービス水準となるよう配慮しつつ、基本理念、目指すべき都市の姿を踏まえた目標を設定する。

(8)交通施策の検討と将来の公共交通網、バス再編の考察

①交通施策の検討

本計画における基本的な交通施策を検討する。

②重点施策の具体化

交通施策の中から重要度の高い施策を抽出・整理し、具体化を行う。

③将来の公共交通網、バス再編等の作成

将来的に導入可能な交通モードや望ましいバス交通網に関することをはじめ、本市全域の公共交通ネットワークの再編を考察する。

④公共交通事業者との関係性

公共交通ネットワークの再編をするに当たっての地方公共団体と公共交通事業者との関係性について考察する。

(9)計画の目標・達成状況の評価・見直し方法の作成

適切な計画の見直しが行えるよう、PDCAサイクルを構築するため、目標値の設定、評価方法、進捗管理方法等を作成する。

(10)地域公共交通網形成計画(案)の取りまとめ

①網形成計画(案)の取りまとめ

(1)～(9)に基づき、網形成計画(案)を取りまとめる。

②網形成計画の印刷

①で取りまとめた計画を計画書及び概要版として印刷する。

(11)協議会等の運営支援

法定協議会等各種会議に必要となる会議資料の原稿を作成するとともに、会議に出席し、運営支援を行う。会議終了後においては、報告書を作成するとともに、会議容を網形成計画に反映させる。

なお、法定協議会を5回程度、庁内会議を5回程度開催する予定である。

(12)パブリック・コメントの実施支援

網形成計画について、市民等から意見を募集するために実施するパブリック・コメントの実施支援を行う。

2. 報告書の作成

検討資料をとりまとめた報告書を作成する。報告書の部数は業務仕様書による。

3. 照査

照査については、次の項目について実施する。

(1)基礎情報や広域的情報の把握と設計計画の適正さの照査

(2)計画条件や計画検討の妥当性についての照査

(3)成果品の内容の適正さの照査

4. 設計協議

設計協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時に行い、初回及び最終回には管理技術者が同席する。なお、中間時は5回を見込んでいます。

また、協議等の会議録は、受注者において必ず作成し、その都度、内容を明確

にして提出しなければならない。

5. 参考文献等の明記

文献その他資料を引用した場合には、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

6. 土地の立ち入り

本業務において現場作業を行う場合、現場作業に従事するものは、身分証明書を必ず携帯しなければならない。また、私有地に立ち入る場合は、予め当該土地の所有者及び発注者にその旨を通知し、了解を得なければならない。